

# 時津町森林整備計画

計画期間

自 令和 8年4月 1日

至 令和 18年3月31日

令和 8年 3月23日

長崎県

時 津 町

# 時津町位置図



# 目 次

<b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b> . . . . .	1 ページ
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
<b>II 森林の整備に関する事項</b> . . . . .	3 ページ
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）	
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項 . . . . .	4 ページ
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林 をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法 . . . . .	7 ページ
その他間伐及び保育の基準	
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 . . . . .	8 ページ
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の 区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	
第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項 . . . . .	12 ページ
1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
5 その他必要な事項	
第6 森林施業の共同化の促進に関する事項 . . . . .	13 ページ
1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
4 その他必要な事項	

- 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・13ページ
  - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項
  - 2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
  - 3 作業路網の整備に関する事項
  - 4 その他必要な事項

- 第8 その他必要な事項・・・15ページ
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

**Ⅲ 森林の保護に関する事項・・・17ページ**

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項
  - 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

**Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項・・・19ページ**

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

**Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項・・・19ページ**

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本町は、町の西側から南側にかけて長崎市の琴海・三重・横尾・滑石地区に相接し、東側は長与町、北側は波静かな大村湾の南端部に接している。町全体の輪郭は、北西から南東へL字型に伸び、東西約7km、南北約9kmである。

本町の総面積は2,094haであり、森林面積は、850ha（民810ha・国40ha）で総面積の41%、民有林のうち人工林は156haで18%を占めている。

県平均としても高齢級となっており、人工林率は低いが公益的な機能を発揮させるため間伐を実施することが重要であると考え、保育が必要な林分はほぼ存在しない。町の森林は広葉樹を主体とする天然林がほとんどであり、林業生産活動がほとんど行われていない。しかしながら、森林のもつ公益的機能を十分に発揮するため、森林保全に努める。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林のおかれている自然的・社会的・経済的諸条件を踏まえ、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壌保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、木材等生産機能の区分ごとに、重視すべき機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿を次のとおりと定める。

森林の有する機能	機能の発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林

生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

(2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備に当たっては、森林の有する諸機能を高度に発揮させるために、適正な森林施業を実施し、健全な森林資源の維持増進を図ることとする。

森林施業の推進方策は下記のとおりとする。

森林の有する機能	森林施業の推進方策
水源涵養機能	良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	災害に強い県土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や町民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	町民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や町民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域、水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための植栽による確実な更新、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

県、町、森林所有者、森林組合等で相互に連携を密にして、森林施業の共同化、林業後継者の育成、林業機械化の促進及び木材流通・加工体制の整備など、長期展望に立った林業諸施策の総合的な実施を計画的に促進するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域	樹種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
全域	35年	40年	35年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めたものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

また、特定苗木などが調達可能な地域では、その特性に対応した標準伐期齢の設定を行うよう努めるものとするが、当面は上表により対応するものとする。

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、皆伐又は択伐によるものとする。

##### ア 皆伐

皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、一か所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくとも概ね 20 ヘクタールごとに保残帯を設け適確な更新を図るものとする。

##### イ 択伐

択伐については、主伐のうち森林の構成を著しく変化させることなく逐次更新を確保することを旨として、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行い、かつ、材積に係る伐採率が 30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては 40%以下）であるものとする。

択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によるものとする。

主伐に当たっては、森林の有する公益的機能の発揮と森林生産力の維持増進に配慮して行うものとし、伐採跡地が連続することがないように、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保するものとする。また、伐採の対象とする立木については、1に記載する標準伐期齢以上を目安として選定するものとする。

伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うものとする。特に、伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮するものとする。また、自然状況が劣悪なため、更新を確保するため伐採の方法を特定する必要がある森林における伐採の方法については択伐等適確な更新に配慮したものとする。さらに、林地の保全、風致の維持並びに溪流周辺及び尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置するものとする。

前述に定めるものを除き、立木の伐採・搬出に当たっては、それに伴う土砂の流出等を

未然に防止し、林地保全に配慮する観点から「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）に基づき伐採するものとする。

さらに集材に当たっては、長崎南部地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適合した方法により行うものとする。

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、経営目的により下表を目安として定めるものとする。

地区	樹種	施業体系	主伐の時期（年）
町全域	スギ	短伐期	50
		長伐期	70
	ヒノキ	短伐期	55
		長伐期	80

（注）長伐期施業とは標準伐期齢の概ね2倍に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う森林施業をいう。以下同じ。

### 3 その他必要な事項 該当なし

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

#### (1) 人工造林の対象樹種

区 分	樹 種 名		備 考
	針 葉 樹	広 葉 樹	
人工造林の対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ等	クヌギ、ケヤキ、コナラ等	

上記に定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な樹種を選択する。

また、苗木の選定に当たっては、成長に優れた特定苗木や花粉の少ない苗木（無花粉苗木、小花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。）の導入及び増加に努める。

#### (2) 人工造林の標準的な方法

##### ア 人工造林の樹種別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、樹種別に下表の1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を植栽する。

#### 人工造林の樹種別の植栽本数

樹 種	標準的な植栽本数(本/ha)	備 考
ス ギ	1, 5 0 0 ~ 3, 0 0 0	
ヒ ノ キ	1, 5 0 0 ~ 3, 0 0 0	

広葉樹	1,500 ~ 3,000	
-----	---------------	--

注) 複層林化を図る場合の樹下植栽については、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽することとする。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は町林務担当部局とも相談の上、適切な植栽本数を決定する。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地ごしらえの方法	伐採木及び枝条等が植栽の支障とならないように整理する。等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とし、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、切株等を利用した簡易な土留め棚を設けた地ごしらえを行い、林地の保全に努めるものとする。 なお、コンテナ苗の活用や高性能林業機械による伐採・搬出作業と同時並行して地ごしらえや植栽を行う伐採と造林の一貫作業システム、低密度植栽の導入など、作業の効率化・省力化に努めるものとする。
植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧植えとする。
植栽の時期	2月～4月初旬までに行うものとする。※コンテナ苗は除く
シカによる食害対策	シカによる食害が危惧される場合には、人工造林地の周囲に防鹿ネットを張る等の被害防止策を適切に行うものとする。 なお、防鹿ネットを張る際は、ネットの上下から侵入される恐れがないか十分に検討し、また張った後も適切に維持管理を行うものとする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

長崎南部地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。

また、択伐による伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行い、長崎県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	長崎県天然更新完了基準による。
ぼう芽による更新が可能な樹種	長崎県天然更新完了基準のうち将来高木となりうる広葉樹とする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹 種	期待成立本数
(1) のとおり	16,000本/ha

天然更新すべき立木の本数の基準となる期待成立本数を定めるとともに、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち5,000本/ha以上の本数（ただし、草本類や低木の丈を超えるものに限る。）を成立させるものとする。

イ 天然更新補助作業の標準的な方法

区 分	標 準 的 な 方 法
地表処理	ササの繁茂や枝条の堆積により天然下種更新が阻害されている箇所については、掻きおこしや枝条整理等を行い種子の定着及び発育の促進を図るものとする。
刈出し	幼稚樹の発育が下層植生によって阻害されている場合は、幼稚樹の周囲を刈り払い、生長促進を図る。
植込み	天然下種更新及び萌芽更新が不十分な箇所には、適切な樹種を植え込むものとする。
芽かき	萌芽更新を行った箇所は、必要に応じて芽かきを行い優良芽を一株当たり3～4本残すものとし、目的樹種の妨げとなる不要木については、早めに除去するものとする。

ウ その他天然更新の方法

天然更新については、伐採の一定期間の後に更新状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たない場合には、更新補助作業を実施するか植栽による確実な更新を図る。なお、更新状況の確認については、長崎県天然更新完了基準により行う。

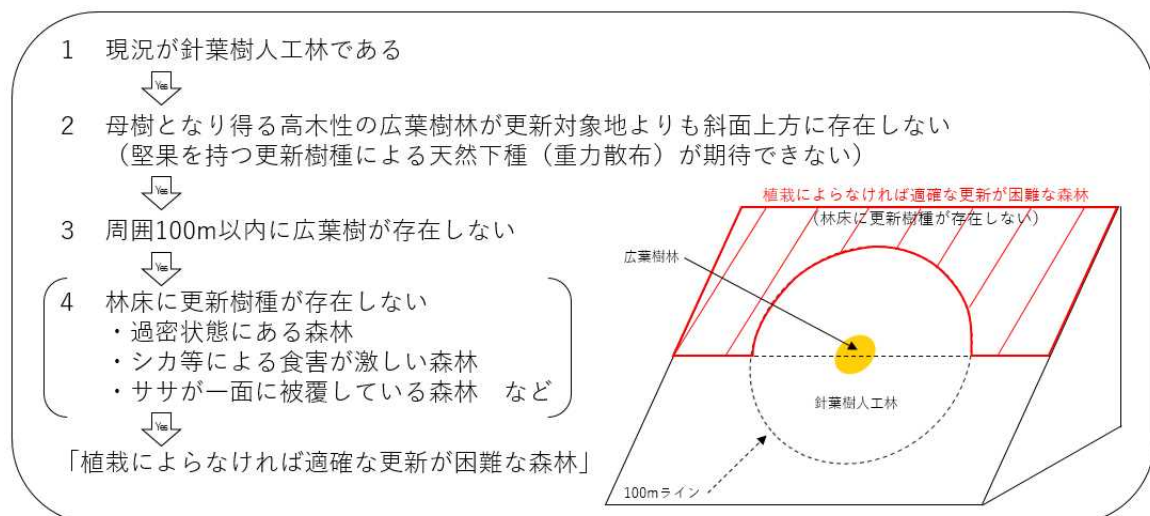
(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

長崎南部地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

次の図を基準とする。



資料：「天然更新完了基準作成書の手引き（解説編）」（林野庁より）

少なくとも 5ha 以上の皆伐予定地で天然更新を計画した届出が提出された場合、市町職員が現地の状況等を勘案し上記の基準に該当する場合は、計画を変更し、人工造林を計画するように指導する。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 造林の対象樹種

ア 人工造林の場合  
1の(1)による。

イ 天然更新の場合  
2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数

天然更新の対象樹種の立木が5年生時点で、生育し得る最大の立木本数として想定される本数は16,000本/haとし、天然更新を行う際には、当該天然更新の対象樹種のうち5,000本/ha以上の本数(ただし、草本類や低木の丈を超えるものに限る。)を成立させるものとする。

5 その他必要な事項

国庫補助事業等の活用による造林の実施を推進することとする。

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき 標準的な林齢(年)				標準的な方法	備考
			初回	2回目	3回目	4回目		
スギ	短伐期	1,500 ~3,000	19	26	34	43	間伐率は、本数又は材積比で概ね30%とする。 間伐木の選定は、林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行うこととする。 平均的な間伐実施時期の間隔として、 ○標準伐期齢未満・・・ 10年 ○標準伐期齢以上・・・ 15年 とする。	
	長伐期		20	27	38	50		
ヒノキ	短伐期		22	31	44			
	長伐期		20	28	38	52		

保安林にあつては、保安林の指定施業要件として定められた間伐率の範囲内で行うこと。

2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数														標準的な方法	備考
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	15	16	18		
下刈	スギ	1	1	1	1	1	1									植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ	1	1	1	1	1	1										
つる切り	スギ									1						下刈り終了後、つるの繁殖の状況に応じて行う。 実施時期は、6～7月頃を目安とする。	
	ヒノキ									1							
除伐	スギ										1	1				造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される進入木や形成不良木を除去する。 実施時期は、10～3月頃を目安とする。	
	ヒノキ										1			1			
枝打ち	スギ										1					病害虫の発生を予防するとともに材の完満度を高め、優良材を得るために行う。 実施時期は、樹木の成長休止期の12月下旬～3月上旬頃とする。	
	ヒノキ										1		1				

(注) 1、2は、実施回数を示す。

3 その他必要な事項  
該当なし

第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア 区域の設定

水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林を別表1に定めるものとする。

## イ 施業の方法

森林施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、以下の伐期齢の下限に従った森林施業を推進すべき森林の区域を別表2に定めるものとする。

森林の伐期齢の下限

区 域	樹				種	
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	45年	50年	45年	50年	25年	30年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

### ア 区域の設定

次の①から④までに掲げる森林の区域を別表1に定めるものとする。

- ①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等について定めるものとする。

- ②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

潮害防備保安林、風害防備保安林、防火保安林や、町民の日常生活に密接に関わりを持ち塵等の影響を緩和する森林、風害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能が高い森林等について定めるものとする。

- ③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林等の町民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能及び文化機能が高い森林等について定めるものとする。

- ④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(1)のア及び①から③までに掲げるもののほか、必要に応じ、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林等とする。

## イ 施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮

した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、アの④に掲げる森林においては、当該森林において維持増進を図るべき公益的機能に応じた施業をそれぞれ推進するものとする。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として複層林施業を推進すべき森林として定めるものとするが、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については択伐による複層林施業を推進すべき森林として定めるものとする。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により、伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、長伐期施業を推進すべき森林として定めるものとし、主伐を行う伐期齢の下限について、標準伐期齢のおおむね2倍以上とするとともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。

アの①から④までに掲げる森林の区域のうち、公益的機能の維持増進を図るため、以下の伐期齢の下限に従った森林施業その他の森林施業を推進すべきものを当該推進すべき森林施業の方法ごとに別表2に定めるものとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

区 域	樹 種					
	スギ	ヒノキ	マツ類	その他針葉樹	クヌギ	その他広葉樹
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年	80年	70年	80年	30年	40年
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年	80年	70年	80年	30年	40年
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年	80年	70年	80年	30年	40年
その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	70年	80年	70年	80年	30年	40年

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林など木材の生産機能の維持増進を図るための森

林施業を推進すべき森林の区域を別表1に定めるものとする。また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林区域のうち、林地生産力が高く傾斜が比較的緩やかで、林道等や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、同表により定めるものとする。

(2) 施業の方法

森林施業の方法として、木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽又は天然更新による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。なお、特に効率的な施業が可能な森林区域のうち、人工林については、原則として、皆伐後には植栽による更新を行う。

【別表1】

区分	森林の区域	面積(ha)
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	9・13・14・18・19林班	300.50
①土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4林班の184・184-10・186・186-10・186-20・186-30小班	0.94
②快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
③保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	4林班の186～193・197・202・204～206小班 6林班の15～28小班	3.73
④その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし	
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	3・4・6・10～12・15・17・20～22林班	402.08
木材生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	該当なし	

注 森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することを持って代えることができる。

【別表2】

施業の方法	森林の区域	面積(ha)
伐期の延長を推進すべき森林	9・13・14・18・19林班	300.50
長伐期施業を推進すべき森林	該当なし	0

複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	該当なし	
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	4林班の184・184-10・186～193・197・202・204～206小班 6林班の15～28小班	4.58
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林		該当なし	

### 3 その他必要な事項

#### (1) 施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

#### (2) その他

該当なし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

関係機関と協力し、森林経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知等の普及啓発活動や森林情報の提供等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合等への施業等の委託を進めるものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

施業の集約化に取り組む者への森林経営の委託の促進を図るため、関係機関・森林組合等と協力し、森林所有者等に対する普及指導活動を強化するものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業等の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の実施に努めることとする。

また、間伐等の適切な整備及び保全を推進するため、境界の整備など森林管理の適正化を図ることとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら森林組合等に施業の委託を行うなどにより森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、林業経営に適さない森林及び経営管理実施権を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。施業履歴等から森林整備が特に必要な区域を定め、地域の実情を踏まえた上で、優先度の高い地域から経営管理意向調査、森林現況調査、経営管理権集積計画の作成等を進める。

経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成に当たっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

### 5 その他必要な事項

該当なし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本町の森林所有者は5ha未満の小規模森林所有者がほとんどであり、森林施業を計画的、重点的に行うため、町、森林組合、森林所有者等地域ぐるみで推進体制の整備を図っていくこととする。

特に、本町の林業労働力の担い手である森林組合への施業委託の推進により、資本の整備や施業体制の強化及び作業班の強化等事業実施体制の整備を図ることとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模な森林所有者が多い本町で、林家個人で伐採、造林、保育及び間伐等を計画的に実施し、良質材の生産を目指すことは困難であるため、施業の共同化を助長し合理的な林業経営を推進する必要がある。

そのため、施業実施協定の締結を促進し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合に委託することにより、計画的な森林施業を図ることとする。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

- (1) 森林経営計画を共同で作成する者（以下「共同作成者」という。）全員により各年度の当初等に年次別の詳細な実施計画を作成して代表者等による実施管理を行うこととする。
- (2) 作業路網その他の施設の維持運営は共同作業者の共同により実施することとする。
- (3) 共同作業者の一部の人々が施業等の共同化につき遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないよう、予め個々の共同作成者が果たすべき責務等を明らかにすることとする。
- (4) 共同作成者の合意の下、施業実施協定の締結に努めることとする。

### 4 その他必要な事項

該当なし

## 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

### 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準や、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムは次表のとおりとする。

区 分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~15° )	車両系 作業システム	3.5以上	7.5以上	11.0以上
中傾斜地 (15° ~30° )	車両系 作業システム	2.5以上	6.0以上	8.5以上
	架線系 作業システム	2.5以上	—	2.5以上
急傾斜地 (30° ~35° )	車両系 作業システム	1.5以上	4.5以上	6.0以上
	架線系 作業システム	1.5以上	5以上 —	2.0以上
急峻地 (35° ~ )	架線系 作業システム	5以上	—	5以上

効率的な作業システムの考え方

区分		機械作業システム	主要機械	備考
作業地 集中型	緩傾斜地	車輛系	ハーベスタ→フォワーダ グラップル（ウインチ）→プロセッサ →フォワーダ スキッド→プロセッサ→フォワーダ	
	傾斜地	架線系	タローヤータ（スイングヤータ）→プロセッサ →フォワーダ	

2 路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に作業路網等の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）を下表のとおり設定する。

路網整備等 推進区域	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定 延長 (m)	対図 番号	備考
9 林班 (左底地区)	40	—	—	①	拡張 扇谷線
4 林班 (元村地区)	50	—	—	②	拡張 荒平線
10・11林班 (左底地区)	31	—	—	③	拡張 左底線
14林班 (日並地区)	30	—	—	④	拡張 日並線

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網及び林道橋の整備を図る観点等から林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知）、林業専用道作設指針（平成22年9月24日付け22林整第602号林野庁長官通知）を基本として、県が定める長崎県林業専用道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 基幹路網の整備計画

単位 延長：km 面積：ha

開設 / 拡張	種類	(区分)	位置	路線名	(延長 及び 箇所数)	(利用区 域面積)	うち前半 5年分	対図 番号	備考
拡張	自動車道 (改良)	林道	左底	扇谷	0.934	40		①	
拡張	自動車道 (改良)	林道	元村	荒平	0.398	50		②	
拡張	自動車道 (改良)	林道	左底	左底	1.920	31		③	

拡張	自動車道 (改良)	林道	日並	日並	0.230	30		④	
拡張計					3.482				

ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日付け8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。また、「林道施設に係る個別施設計画策定のためのガイドラインの策定について」（平成27年3月27日付け26林整整第852号林野庁森林整備部整備課長通知）等に基づくインフラの長寿命化を図るため、林道橋等の個別施設計画を策定し、計画に基づき点検と補修を実施する。

(2) 細部路網に関する事項

ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から森林作業道作設指針（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）を基本として、県が定める長崎県森林作業道作設指針（平成23年4月28日付け23森整第82号長崎県森林整備室長通知）に則り開設する。

イ 細部路網の維持管理に関する事項

森林作業道作設指針等に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に管理する。

4 その他必要な事項  
該当なし

**第8 その他必要な事項**

1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保の方向

本町の林家の大部分は零細所有者であり、さらに保有森林も8齢級以上が大半となっている。従って、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、農業との複合経営による林業経営の健全化及び安定化を目標とし、林道、作業路等の路網整備による生産コストの低減及び労働強度の軽減を図ることとする。

(2) 林業労働者、林業後継者の養成方策

① 林業労働者の育成

林業労働者の育成の課題は、林業経営の安定と経済性の向上を図り、山づくりへの意欲をおこさせることと、働く者にとって他産業と同等以上の雇用条件を図ることが重要である。

本町林業は、小規模経営でしかも農業との兼業がほとんどであるため、農業の振興策とともに林業労働者の育成対策を進めることも重要である。

また、林業従事者に対する技術研修の受講を推進し、林業従事者の技術向上、さらには労働条件の改善に努め雇用の安定化に努めることとする。

② 林業後継者等の育成

ア 農業を含む農林業後継者は労働加重等の労働環境条件の厳しさ及び収入が不安定であることなどから現状では増加は期待できない。このため森林組合作業班への期待

が大きくなっており、森林組合の体質を改善し、協同組合としての機能を十分発揮できるように育成強化する。

- イ 各種林業補助施策の導入について検討することにより、林業の活性化と林業従事者の生活環境の整備を図るとともに、林業技術等の啓発、普及及び後継者の育成に努めることとする。

### (3) 林業事業体の体質強化方策

本町の林業の担い手である森林組合においては、施業の共同化による受注体制の整備により、経営の多角化等を通じた事業量の拡大を図ることにより就労の安定化、近代化を図ることとする。また、作業班員の労働安全の確保、月給制、休日の導入及び各種社会保険への加入による勤務体系、賃金体系の改善を図り、雇用の通年化に努めることとする。

## 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

### (1) 林業機械化の促進方向

本町の森林の人工林は8齢級以上が大半であり、主伐期を迎える人工林が徐々に増加している。しかし、林家の経営は零細で、かつ、林道等の基盤整備が十分でないことなどから、機械化の遅れは顕著である。

また、林業就労者の減少及び高齢化の傾向の中、生産性の向上、労働強度の軽減及び生産コストの低下を図るためには林業機械化は必要不可欠であり、傾斜地の多い地形条件や樹種等に対応した機械化の導入は重要な課題である。

このようなことから、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を以下のとおり設定し、

- ①森林組合を中心とした間伐作業等による森林施業の機械化
- ②間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を推進することとする。

### (2) 高性能機械を主体とする林業機械の導入目標

前項の内容を踏まえ、高性能機械を主体とする林業機械の導入目標を以下のとおり設定する。

作業の種類		現状(参考)	将来
伐倒 造材 集材	町内一円	チェーンソー チェーンソー・プロセッサ フォワーダ・ウィンチ	チェーンソー チェーンソー・プロセッサ フォワーダ・ウィンチ タワーヤード
造林	地ごしらえ 、下刈	チェーンソー、刈払機	チェーンソー、刈払機
保育等	枝打ち	人力	枝打ちの機械化

### (3) 林業機械化の促進方策

- ①森林組合によるタワーヤード、プロセッサ等の高性能林業機械の導入
- ②森林組合を中心とした枝打ち作業等による森林施業の機械化を促進
- ③間伐の早急な実施を推進するため、森林組合の林内作業車、集材機等の導入
- ④高性能林業機械のオペレーターを育成するため研修会等への積極的参加等を推進し、林業における安全性の確保及び生産コストの低減を促進することとする。

## 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本町における素材の生産流通・加工については、森林資源の成熟度が低いことから低迷

している。製材工場は、いずれも小規模の個人経営であり、規模の拡大もあまり望めない状況である。

木材の流通に対する施策としては、間伐中心にその計画的実行を図り、間伐材の商品化及び需給開発を検討し有効利用を目指す。

#### 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工・販売施設の整備計画

施設の種類	現状(参考)			計 画			備考
	位 置	規 模	対図番号	位 置	規 模	対図番号	
該当なし							

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

野生鳥獣による森林の被害状況等に応じ、当該鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法について、地域森林計画で定める鳥獣害の防止に関する事項を踏まえ、次の(1)及び(2)について定めるものとする。

##### (1) 区域の設定

対象鳥獣による森林被害がなく、かつ森林被害発生の恐れがないため鳥獣害防止森林区域は別表3に定めるものとする。

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害の防止の方法について、対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じて単独で又は組み合わせて推進するものとする。その際、対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進することとする。

なお、アに掲げる防護柵については改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整するものとする。

##### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施(被害があまり発生しておらず鳥獣害防止施設の設置等を行う必要がない森林等について森林所有者等による巡視による現地の確認)

##### イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

#### 【別表3】

対象鳥獣の種類	森林区域	面積 (ha)
ニホンジカ	該当なし	

##### 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認する方法を定めるとともに、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るものとする。

#### 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

## 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方針及び方法

森林病虫害等の駆除及び予防について、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除等に努めるものとする。また、被害抑制のための健全な森林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ被害跡地の復旧及び抵抗性を有する品種及び他の樹種への計画的な転換を図る。

### (2) その他

森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、町、森林組合、林業事業体、県、森林所有者等の連携によって被害対策や被害監視から防除実行について適確に行うものとする。

## 2 鳥獣害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

特になし

## 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図るとともに森林の巡視等を通じ山火事予防に努めるものとし、地域住民等への普及啓発も併せて推進するものとする。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

時津町火入れに関する条例において定める事項を遵守すること

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき森林

該当なし

注) 病虫害の蔓延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、ここに定める森林以外の森林であっても、伐採を促進することにつき、市町村長が個別に判断するものとする。

### (2) その他

該当なし

## IV 森林の保健機能の増進に関する事項

### 1 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
該当なし								

### 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

施業の区分	施業の方法
該当なし	

### 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

#### (1) 森林保健施設の整備

該当なし

(2) 立木の期待平均樹高

樹種	期待平均樹高(m)	備考
該当なし		

4 その他必要な事項

該当なし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画の作成に当たっては、次に掲げる事項に十分留意し、適切に行う。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域は、路網の整備の状況その他の地域の実情からみて造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができると認められるものとして定めるものであることから、大規模な尾根筋や河川等の地形、人工林等の森林資源の状況、公道も含めた路網の整備の状況及び森林の所有・管理形態の状況等を踏まえ、造林、保育、伐採及び木材の搬出を一体として効率的に行うことができるまとものある森林の範囲について、隣接する10～30個の林班の規模を目安として地域の実情を総合的に勘案して定めるものとする。

区域名	林班	区域面積 (ha)
町内全域	1～22	810.48

2 生活環境の整備に関する事項

生活環境施設の整備計画

施設の種類	位置	規模	対図番号	備考
該当なし				

3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

公共施設等において地域材を積極的に利用するとともに、本町内で生産されたシイタケ等については地産地消を推進するものとする。

4 森林の総合利用の推進に関する事項

本町の文化の森公園は都市近郊林として、地域住民の憩いの場として大きな役割を果たしている。この地域に密着した森林の利用を促進するため、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて施設の充実を推進する。

森林の総合利用施設の整備計画

	現状 (参考)	将来	対図

施設の種類	位置	規模	位置	規模	番号
文化の森公園	野田・元村	124,760㎡			1

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 地域住民参加による取組に関する事項

町内の小中学生をはじめとした地域住民に対して、自然の大切さとふるさとへの愛着を育むため、森林体験活動の推進を図る。

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

該当なし

### (3) その他

該当なし

## 6 森林管理制度に基づく事業に関する項目

計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

## 7 その他必要な事項

### (1) 保安林等の施業に関する事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林においては当該制限に従って施業を実施することとする。

### (2) 森林施業に関する技術及び知識の普及・指導に関する事項

森林施業の円滑な実行確保を図るため、県等の指導機関、森林組合と連携をより密にし、普及啓蒙、経営意欲の向上に努めることとする。

### (3) 病虫害防除、防火線の設置等の森林の保護・保全に関する事項

地域住民に対する森林の保護・保全に関する啓発活動を積極的に行い、地域と一体になった健全な森林育成に努めることとする。

### (4) 環境の保全等の観点から森林として管理する土地に関する事項

子々川郷中山地区においては水土保持機能を高めるため、長伐期施業及び複層林施業を推進する。

また、町内市街化区域は商業地・住宅地として開発が進んでいるが、里山林が多く残されており、身近な生き物の生息・成育の場となっており、市民の憩いの場を提供している。

### (5) 環境の保全の観点から保全すべき森林に関する事項

野田郷及び元村郷にまたがる文化の森公園については、市街地の貴重な森林であり周辺の住民のみならず町民の憩いの場となっており、引き続き地域の環境整備を図っていくこととする。

### (6) 公有林の整備に関する事項

本町は、現在79haの森林を所有しているが、人工林は少ない。県等の指導機関、森林組合の協力を得ながら、森林の多様な機能の発揮のための効率的、効果的な整備を行う。